

【答申の概要】 諮問第196号 特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の部分
開示決定に対する異議申立て

件名	特定日に発表された特定の職員の懲戒処分等に関する文書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	監査委員事務局職員が実施した予備監査の結果を記録した文書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県監査委員
諮問期日	平成26年10月22日
主な論点	予備監査結果の記録の事務事業情報該当性
審査会の結論	静岡県知事の決定は、妥当である。
審査会の判断	<p>当審査会は、本件対象公文書を見分の上、非開示部分について審査した結果、以下のように判断する。</p> <p>1 本件対象公文書の性質・内容</p> <p>(1) 財政的援助団体に対する監査</p> <p>監査委員は、当該地方公共団体の財務に関する事務及び当該地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査を基本的職務としている（法第199条第1項）。</p> <p>また、監査委員は、当該地方公共団体だけでなく、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができるものとされている（法第199条第7項）。</p> <p>機構は、静岡県から財政的援助を受けている団体として、上記の規定に基づいて、実施機関の監査対象となったものである。</p> <p>(2) 監査手法</p> <p>監査は、不正又は違法の摘発を旨とするものではなく、当該地方公共団体の行政の適法性や妥当性を確保するものであり、その手法については、必要に応じて関係人の出頭を求めることができること（法第199条第8項）、監査結果の決定は監査委員の合議で行った上で、監査結果の報告を当該普通地方公共団体の議会等に提出するとともに公表すること（法第199条第9項）などのほかは、法に具体的な規定がないため、監査制度の趣旨、目的を踏まえた監査委員の合理的な裁量に委ねられていると解されている。</p> <p>実施機関においては、事務局職員又は事務局から委託された公認会計士による事前調査（予備監査）を行った後、委員による書面監査又は実地監査を行い、監査委員協議会で監査結果の報告を決定し、県議会に報告するとともに、県公報に登載している。</p> <p>(3) 本件対象公文書の性質・内容</p> <p>本件対象公文書は、機構から提出された調書等をもとに実施機関の事務局職員が実施した予備監査の結果を記録した調査書のうち、起案鑑、目次及び機構の運営する病院で発生したパワーハラスメント事案についての報告内容が記載された部分（文書1）と、予備監査後に参考となる情報として機構から提供された、本件懲戒処分等の対象者、処分内容、処分理由、処分日、被害職員の自殺に係る情報（自殺した時期、遺族の動向）並びに記者会見の実施予定日時及び応対者が記載されている文書（文書2）で構成される。</p>

このうち、本件決定において非開示とされた部分は、別記（略）のとおりである。

2 本件懲戒処分等の実施及び被害職員の公務災害認定の際の公表状況について

実施機関の意見書によれば、本件懲戒処分等が行われた際、機構は、公表基準に準じて公表を行ったとのことである。

公表基準によれば、公表の対象となるのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）で、公表する内容は、(1) 処分日、(2) 処分内容、(3) 処分の事由並びに(4) 被処分者の情報（所属（部局名及び本庁・出先の別）、職位及び年齢）であるが、刑事事件等となって既に氏名が報道等で公になっている場合には、これらに加えて、被処分者の氏名も公表することとされている。

また、懲戒処分に至らない軽微な職務上の義務違反などを行った職員に対し、将来の行動を戒め、あるいは注意を喚起するために行われる訓告や口頭注意などの服務監督上の処分については、社会的影響が大きいと判断される事案において懲戒処分が行われたことに伴って、当該懲戒処分対象者の管理監督者に対して行われたときは、その内容を公表することとされている。

機構は、公表基準に準じて、平成22年12月17日、本件懲戒処分等の実施の際に、処分日、処分内容、処分理由、本件被処分者の情報（所属、職位、年齢（戒告処分相当とされた退職者については職位及び年齢を除く。）、パワーハラスメントの被害職員の自殺に係る情報（自殺した時期、遺族の動向）、機構の理事長コメントが記載された「静岡県立病院機構職員の処分」というタイトルの文書（資料1）を報道機関に提供するとともに、同内容について、「静岡県立病院機構職員の処分について」と題する記事（資料2）をホームページ上に掲載したが、刑事事件等となって既に氏名等が報道等で公表されている場合に該当しなかったため、関係者の氏名の公表は行っていない（以下、資料1及び資料2に記載された情報を「報道機関提供情報」という。なお、資料2についてはその後にホームページから削除され、閲覧できなくなっている。）。

なお、報道機関提供情報に加え、本件被処分者の役職、性別及び発言内容の一部並びに被害職員の性別、職種、年齢、傷病名に係る情報等が掲載された記事が現在でもインターネット上の医療関係のサイトで確認でき、さらに、異議申立人が提出した新聞の写しによれば、管理監督者として服務監督上の処分を受けた者の氏名も確認できる。報道機関提供情報を超えるこれらの部分は、機構が本件懲戒処分等の実施に際して県庁で行った記者会見などにより報道機関が入手した情報であると推測される。

また、同じくインターネット上の医療関係のサイトでは、①被害職員の氏名、職種、年齢、傷病名、②被害職員の両親の氏名、年齢、コメント等、③本件被処分者の役職、発言内容の一部に係る情報が掲載された記事が現在も確認できるが、これは被害職員の死亡が公務上の災害であると認定されたことを受け、被害職員の遺族が平成25年3月8日に県庁で記者会見を行った際に公表された情報であると推測される。

3 非開示情報該当性等

(1) 文書1ア及び文書2

文書1ア及び文書2では、被害職員の性別、年齢及び自殺場所並びに本件被処分者の氏名及び役職が非開示とされている。

ア 条例第7条第2号本文該当性

文書1アにおいては被害職員の性別、年齢、自殺場所、加害職員の役職等が記載されており、また、文書2においては特定の個人が受けた本件懲戒処分等の概要が記載されているこ

とから、いずれについても、第7条第2号本文の個人に関する情報に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書ア該当性

異議申立人は、新聞報道された被害職員の性別や本件被処分者の役職等の情報については、過去に明らかにされた情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきだとする旨の主張をしているため、以下、これらの点について検討する。

文書1ア及び文書2では、機構が本件懲戒処分等を実施した際に新聞報道された被害職員の性別及び年齢並びに本件被処分者の役職及び本件被処分者のうち1名の氏名が非開示とされている。

これらは、報道機関提供情報を超えた情報であり、本件懲戒処分等の被処分者が退職者も含め4名に及ぶ上、本件懲戒処分等の処分理由に係るパワーハラスメントの事実関係が複雑であるという事案の性質から、機構が報道提供した際に配布等した資料の理解の便宜のために報道機関からの求めに応じて伝えた情報であると推測され、個別事例の内容の差異にかかわらず、懲戒処分があった場合に一般的に公表されるものではないので、公表慣行があった情報とはいえない。

また、異議申立人は、被害職員の遺族が県庁において行った記者会見を受けて報道された情報についても、条例第7条第2号ただし書アに該当するため開示すべきだとするが、当該記者会見の実施場所として県庁の施設が利用されたものの、その際に報道された情報はそもそも機構により公表されたものではなく、機構による本件懲戒処分等の実施時点においても公表慣行があった情報とはいえない。

さらに、先に検討した1名を除く本件被処分者の氏名及び被害職員の自殺場所は、上記の機構や被害職員の遺族が実施した記者会見の際にも新聞報道されておらず、開示請求の時点において他に公表慣行があったことをうかがわせる事情も確認できない。

したがって、文書1ア及び文書2で非開示とされた被害職員の性別、年齢及び自殺した場所並びに被処分者等の氏名及び役職については、条例第7条第2号ただし書アには該当せず、非開示が妥当である。

ウ 条例第7条第2号ただし書イ該当性

異議申立人は、本件決定で非開示とされた情報が、被害職員を含む精神障害者の基本的人権である生存権、勤労権、幸福追求権に係る情報であり、パワーハラスメントによる自殺という事案の重大性を踏まえ、医療施設や福祉施設等に就職・転職を希望する人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるなどと主張する。

確かに、パワーハラスメントによる被害を防ぐために、実際に発生した事例に係る情報を、発生した職場内にとどまらず、外部へ情報提供することに一定の意義は認められる。

しかしながら、本件決定で非開示とされているのは、本件被処分者の氏名、役職等の個人の識別につながる情報や被害職員の自殺した場所など情報であり、これらの情報について、開示することによる利益が非開示とすることによる利益を上回るとはいえない。

したがって、条例第7条第2号ただし書イには該当せず、非開示が妥当である。

エ 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

懲戒処分等を受けたということは、公務員等である職員に分任された職務の遂行に係る情報とは認められない。

したがって、条例第7条第2号ただし書ウには該当せず、非開示が妥当である。

オ 部分開示の範囲の適否について

以上に述べたとおり、文書1ア及び文書2はそれぞれ、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

しかし、条例第7条第2号の情報が記録されている場合には、条例第8条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分（以下「個人識別部分」という。）を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いて開示すべきこととされており、本件決定においても、同項の規定に基づき、部分開示が行われている。

本件決定で非開示とされているのは、本件被処分者の氏名、役職等の個人識別部分や、被害職員の自殺した場所などの個人識別部分を除いても個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、本件決定で開示した範囲を超えて部分開示を行うことはできない。

(2) 文書1イ及びウについて

本件対象公文書は、法第199条第7項の規定に基づき、財政的援助の対象となっている団体に対して出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて実施することが認められた監査に係るもので、実施機関によれば、適正な監査業務が実施できるように、機構から任意に提供されたものであるとされている。

監査委員の行う調査は、相手方が応じなかった場合の罰則規定がなく、法的強制力を有していないため、監査委員の調査活動が円滑に行われ、事実認定及び判断の基礎となる情報や資料の収集が十分に行われるためには、守秘義務（法第198条の3第2項）を負う監査委員に対する信頼関係を前提として、監査対象機関の職員等の関係人が監査に対して任意に協力することが不可欠である。

また、県が財政的援助をしている団体に対する監査は、監査を行う地方公共団体とは別の団体に対して実施するものであるため、監査の範囲は「出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの」に限定されるべきで、当該団体の運営全般にわたるような監査を行うなどしてその自主性を侵すことがあってはならないとされている。

当審査会において文書1のイ及びウの部分を見分したところ、監査対象機関で発生したパワーハラスメント事案の経緯（被害職員が配属されてから、パワーハラスメントを受け、自殺に至るまでの経緯）や関係職員についての人事方針、自殺した遺族との交渉状況など予備監査の結果に係る記録作成時点における機構の対応状況など、直接には、「出納及び出納に関連する事務」に係るものとはいえない情報が記載されていた。

これらは個人の自殺等に関する機微な情報で、直接には監査対象事項ではないにもかかわらず、監査委員の守秘義務を前提に、将来的に損害賠償義務の発生など「出納及び出納に関連する事務」となる可能性も踏まえ、実施機関のいうとおり、適正な監査業務を実施できるように、機構から任意に提供され、実施機関が保有するに至ったものであると解される。

したがって、このような情報が実施機関から公にされることになれば、監査対象機関からの信頼を裏切り、今後、正確な情報を入手することが困難となるなど、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握が困難となるおそれがあることから、条例第7条第6号アに該当し、非開示が妥当である。